

許可番号 04020112932

産業廃棄物処分別業許可証

住所 福岡市博多区井相田一丁目10番40号

氏名 トータルケア・システム株式会社

代表取締役 長 武志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事 服部 誠太郎



許可の年月日 令和 6 年 8 月 19 日

許可の有効年月日 令和 11 年 8 月 18 日

1. 事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石棉含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）

中間処理（水溶化分離）：廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。） 以上1品目

中間処理（圧縮梱包）：廃プラスチック類（自動車等破砕物及び圧縮により破砕されるものを除く。） 以上1品目

以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、施設場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）

水溶化分離施設： 設置場所 福岡県大牟田市健老町466番1

設置年月日 平成16年8月19日

処理能力 20t/日（12時間）

圧縮梱包施設： 設置場所 福岡県大牟田市健老町466番1

設置年月日 平成18年8月8日

処理能力 8.52t/日（12時間）

以下余白

3. 許可の条件

（1）中間処理（圧縮梱包）に係る処理前産業廃棄物の保管は行わないこと。

（2）中間処理（圧縮梱包）に係る処理後産業廃棄物（廃プラスチック類）の保管数量は40.9m³以下とすること。

以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 6 年 8 月 19 日 更新許可

以下余白

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無

※更新手続については、有効期間満了日の60日前までに必ず管轄の南筑後保健福祉環境事務所で行ってください。